

## 外国人児童生徒教育について

## 1 外国人児童生徒における現状等

## (1) 外国人児童生徒の公立義務諸学校への受入れについて

外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入れについては、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障することとされています。

(参考)

**日本国憲法** (昭和 21 年 11 月 3 日憲法)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**教育基本法** (平成 18 年 12 月 22 日法律第百二十号)

(義務教育)

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

**経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A 規約)**

(昭和 54 年 8 月 4 日条約第 6 号) (妙)

## 第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

**児童の権利に関する条約** (平成 6 年 5 月 16 日条約第 2 号) (妙)

## 第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

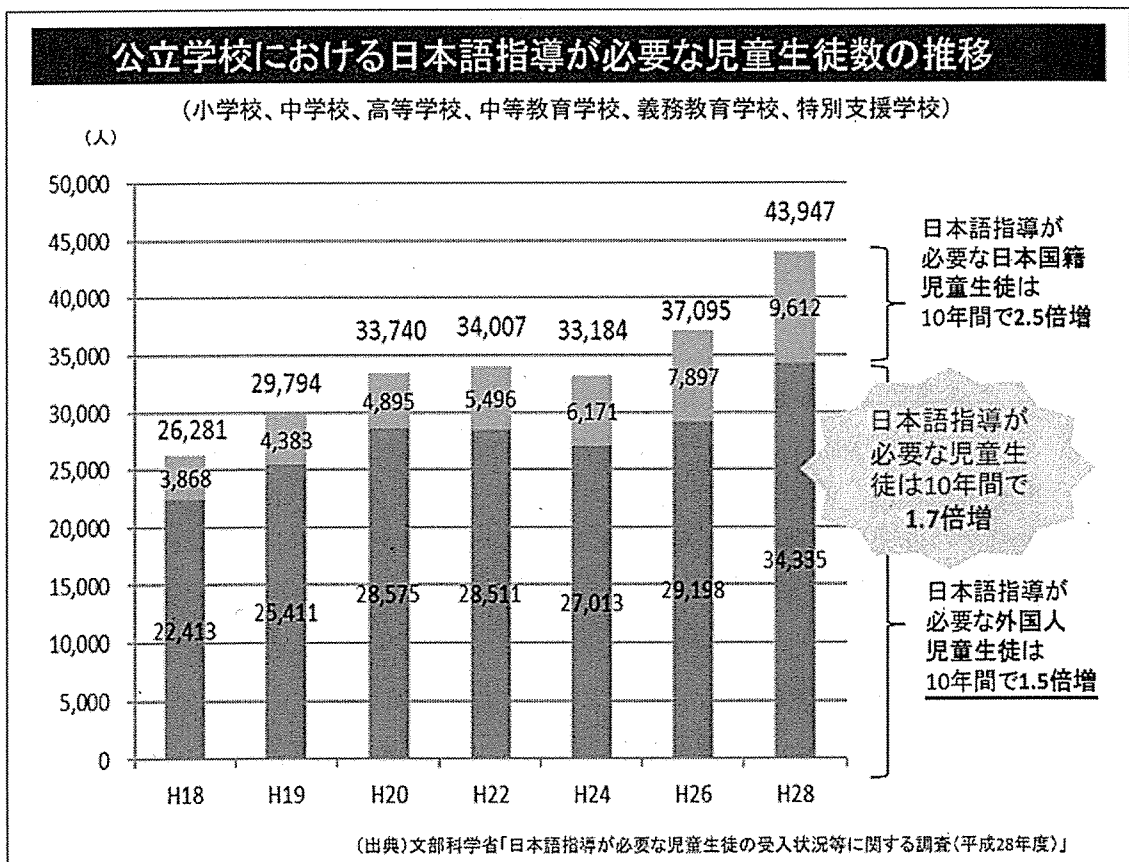
(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

## (2) 全国の外国人児童生徒の現状

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」）においては以下のような傾向が報告されています。

- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒は10年間で1.5倍増となっていること
- ・ 受け入れる外国人児童生徒が様々な母語をもっている等、多様化していること
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒が一定の地域に集まり住む集住化や、外国人児童生徒数が増加している一方で1つの学校や自治体あたりの外国人児童生徒数が少ない散在化の傾向もみられること

※ 「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」を指しています。



(3) 法改正等

① 出入国管理及び難民認定法（入管法）

平成 30 年 12 月に外国人労働者の受入れ拡大に向け、在留資格を創設する改正入管法が成立し、本年 4 月 1 日から施行されました。

人材確保が困難な産業分野で外国人労働者の受入れを広げるのがねらいで、法改正によって新たな在留資格が創設され、日本で就労できる外国人の枠が広がりました。

【法改正前】

日本国内で就労できる外国人は、以下に該当する場合のみ。

ア	「専門的・技術的分野」の在留資格を有する者（医師、大学教授、弁護士等）
イ	定住者、永住者、日本人の配偶者等
ウ	技能実習生（技能習得のために最長 5 年間就労可）
エ	特定活動（ワーキングホリデー等の個別の許可によるもの）
オ	資格外活動（留学生のアルバイト等）

【法改正後】（H31.4 より施行）

上記のほか、「特定技能 1 号」、「特定技能 2 号」という新たな在留資格が創設（下表参照）。

新たな在留資格名	特定技能 1 号	特定技能 2 号
受入対象者	相当程度の知識又は経験を要する業務に従事する	熟練した技能を要する業務に従事する
受入水準	・一定の技能水準、日本語能力水準にあることを業所管官庁が定める試験に合格することで確認 ・技能実習 2 号修了者は試験等免除	熟練した技能を有することを業所管省庁が定める試験に合格することで確認 ※2021 年度を目途に、試験実施予定
対象業種	14 業種 介護、ビルクリーニング、素材系産業、産業機械製造、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造、外食	2 業種（2019 年 4 月現在） 建設、造船・船用工業
受入見込み数	2019 年度 3 万 2,800 人～4 万 7,550 人 2019～2023 年度（累計） 26 万 2,700 人～34 万 5,150 人	試算せず
在留期間	更新あり、通算で上限 5 年	更新あり、上限なし
家族の帯同	基本的に認めない	可能（配偶者、子）

（法務省資料から作成）

②法改正を踏まえた外国人の子どもの就学等について(平成31年3月15日文部科学省通知)

入管法改正をふまえ、平成30年12月25日に政府が取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承)においては、外国人の子どもの教育についても一層の充実を図ることとされています。これを受け、文部科学省からは、外国人の子どもの就学の促進等に関する取組の充実に一層努めることを求める通知が発出されました。

(通知の概要)

(1) 外国人の子どもの就学の促進及び就学状況の把握等について

①就学案内等の徹底

学齢(6～15歳)の外国人の子どものが就学の機会を逸することのないよう、教育委員会においては、広報誌やホームページ等の利用により、外国人の子どもの就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内すること

②就学状況の把握

教育委員会においては、外国人の子どものについても、就学の機会を確保する観点から、就学に関する適切な情報の管理に努めること

③外国人関係行政機関との連携の促進

教育委員会においては、市町の総合教育会議を活用することを始め、市町の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署との連携を図ること

(2) 学校への円滑な受入れ

①就学校の決定に伴う柔軟な対応

教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更に準じた取扱いを行うこと

②障がいのある外国人の子どもの就学先の決定

教育委員会において、障がいの状態、本人や保護者の意見等、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断し、それぞれの子どもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、「学びの場」を柔軟に変更できるようにすることが適当であること

③受入れ学年の決定等

ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないとき、一時的又は正式に下学年への入学を認める取扱いとすることが可能であることから、外国人の子どもの学力や日本語能力等を適宜判断し、必要に応じこのような取扱いを講じること

④学習の機会を逸した外国人の子どもの学校への受入れ促進

本人や保護者の希望のもと、必要に応じて、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めること

⑤学齢を経過した外国人への配慮

学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れが可能であること

## 2 県内の現状

本県においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は増加傾向にあり、ここ5年間で380人増加(約20%増)しています。

公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は1.26%と全国で1位(平成28年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」をもとに県独自に算出)となっています。

日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率(上位5都道府県)

	都道府県名	公立小中学校 在籍児童生徒数	公立小中学校の日本語指導 が必要な外国人児童生徒数	公立小中学校の日本語指導が必要 な外国人児童生徒の在籍率 ※
1	三重県	144,141人	1,811人	1.26%
2	愛知県	614,782人	7,008人	1.14%
3	静岡県	290,197人	2,386人	0.82%
4	滋賀県	122,201人	971人	0.79%
5	岐阜県	166,129人	1,169人	0.70%
	全国	9,500,429人	30,948人	0.33%

※ 公立小中学校の日本語指導が必要な外国児童生徒数÷在籍児童生徒数×100

また、本県における在籍校率(在籍する公立学校数/設置公立学校数)(県独自算出)の全国との比較については、約15%の差となっており、全国と比べ日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が在籍する学校が多い状況です。

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍校率

	三重県	全国
平成26年度	35%	19%
平成28年度	37%	22%

### <現状>

#### ○ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数 2,300人

年度	2014	2015	2016	2017	2018
	H26	H27	H28	H29	H30
小学校(人)	1,213	1,280	1,275	1,373	1,447
中学校(人)	464	490	536	516	565
義務教育学校(人)	—	—	—	2	1
県立学校	243	225	247	265	287
合計(人)	1,920	1,995	2,058	2,156	2,300

#### ○ 在籍学校数 214校(小・中学校)

平成26年度 199校(小:139校、中:60校)

平成30年度 214校(小:150校、中:63校、義務:1校)

#### ○ 日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町数

平成26年度:17市町(集住8市(※)の割合は94.7%)

平成30年度:15市町(集住8市の割合は96.2%)

※ 桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市

#### ○ 言語数 26言語(小・中学校)

平成26年度:26言語

平成30年度:26言語

※ 26言語のうち、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語・フィリピン語、ビザイヤ語、中国語を母語とする児童生徒の割合が全体の約91.4%を占めています。

○ 言語別日本語指導が必要な公立小中学校児童生徒数

	ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語 タガログ語	ビザイヤ語	中国語	左記5言語の全 体に占める割合
平成 26 年度	794 人 (47.3%)	421 人 (25.1%)	181 人 (10.8%)	115 人 (6.9%)	65 人 (3.9%)	93.9%
平成 30 年度	865 人 (43.0%)	433 人 (21.5%)	337 人 (16.7%)	108 人 (5.4%)	97 人 (4.8%)	91.4%

(公立小・中・高等学校及び特別支援学校における日本国籍を有しない外国籍者を対象とした「日本語指導が必要な児童生徒数調査」(平成30年5月1日現在))

3 本県における外国人児童生徒教育に係る取組

本県においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が高い水準であることから、従来より各市町において外国人の子どもの就学や学校への円滑な受入れ、進路保障のための取組が進められてきており、県としても、市町の取組を促進するための財政的・人的支援、先進的な市町における取組の情報提供、外国人児童生徒教育指導者養成研修等を実施しています。

(1) 外国人の子どもの就学等についての取組

①外国人の子どもの就学の促進及び就学状況の把握等について

外国人の子どもの就学を促進するためには、当該市町において外国人に対して積極的な就学案内を行うなどの必要な情報を提供することによって、就学の機会を逸することがないようにすることが重要です。県教育委員会では、各市町教育委員会が保護者等に対して、外国人の子どもの就学等について公立の義務教育諸学校への入学も可能であることなどを案内するよう依頼しています。

ア 外国人の子どもの就学状況調査

○津市における取組事例

住基登録後、就学手続きがなされなかった場合、また、学務名簿での確認や就学年齢での入学手続きが取られなかった場合、関係課から外国人児童生徒教育担当課に随時連絡が入る連携体制をとっています。連絡が入り次第、通訳を伴い、早急に家庭訪問を行い、状況把握に努め、保護者の理解を図りながら不就学を出さないための取組を進めています。

イ 初期指導教室の実施

○松阪市における取組事例

外国人幼児のための就学前支援教室「ふたば」(プレスクール)を年間11回、開催しています。幼稚園、保育園の保護者や通園していない来年度小学校に入学予定の外国人幼児をもつ保護者に就学前支援教室「ふたば」のお知らせをし、来年度小学校入学予定の幼児を対象に、小学校で学ぶための基本的な日本語学習支援や学校生活についての適応支援を行うとともに、保護者には小学校での生活についての情報提供を行っています(H30年度18人参加)。

## ウ 外国人に対する積極的な就学案内

### ○鈴鹿市における取組事例

外国人保護者等を対象に、楽しい学校生活を送るための就学案内冊子「小学校入学のための説明」（ポルトガル語版・スペイン語版・英語版・日本語版）をホームページに公開しています。

## ②学校への円滑な受入れ

津市、名張市、尾鷲市では、子どもの状況や保護者の意向を考慮し、年齢によらず柔軟に小中学校で受入れる対応をしています。例えば、本来中学3年生に編入する予定の生徒を中学1年生で受け入れる等の対応や15歳以上の外国籍児が就学を希望する「学齢超過」の外国人生徒を中学校で受け入れる等の対応をしています。

## (2) 外国人児童生徒への指導の具体的な取組

県では、外国人児童生徒教育を3つのステップで整理し、市町教育委員会等と連携しながら支援の取組を推進しています。

ステップ1 各市町教育委員会における受入体制整備の支援

ステップ2 日本語指導・適応指導の充実における支援

ステップ3 教科指導の確立に向けての支援

### ①ステップ1 … 初めて受け入れられる日本語指導が必要な児童生徒対象

#### ア 拠点校の設置等による指導体制のモデル化

##### ○四日市市における取組事例

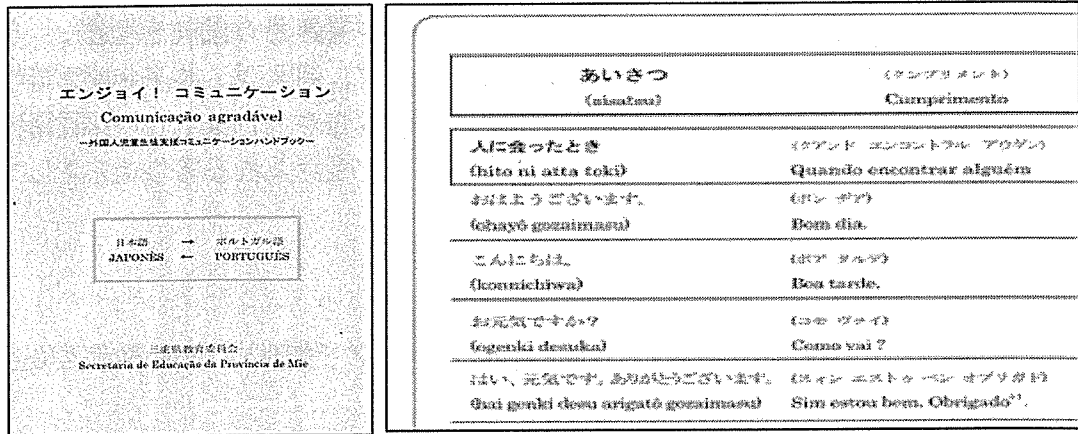
日本語指導の必要な外国人児童生徒が就学を希望した場合、日本語の習得状況、使用言語、通学方法、保護者の意向等を考慮し、市内の中心部に位置する拠点校への就学を勧めています。拠点校内には、初期適応指導教室「いずみ」を設置し、担当教員や適応指導員等が外国人児童生徒に、別途日本語指導や適応指導を行うほか、子どもの実態に合わせて授業での指導も行っています。拠点校に通うことができない児童生徒に対しては、居住区の学校での受入れを行い、児童生徒の母語に合わせた適応指導員等を派遣して、外国人児童生徒教育担当者や担任とともに指導にあたっています。

##### ○松阪市における取組事例

市内の小中学校に在籍する、日本語による基礎的な日常会話ができない児童生徒や、ひらがな・カタカナ等の読み書きができない児童生徒を対象とし、在籍校からの通級扱いとして初期適応指導教室「いっほ」で初歩的な日本語学習や学校への適応支援を一定期間集中して行っています（これまでの修了生387人 平成30年度末時点）。

## イ コミュニケーションハンドブックの活用

県教育委員会では、学校での外国人児童生徒の円滑な受入れにあたっては、児童生徒間及び児童生徒と教員の間でコミュニケーションが図られるよう学校生活に必要な日常会話などを母語と日本語で併記したコミュニケーションハンドブック（ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、ビザイヤ語版）を作成し県内全ての市町等教育委員会事務局に配付するとともに、ホームページにも掲載しています（H21～）。



## ②ステップ2 … 日本語で日常会話が十分にできない児童生徒対象

ア 外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問による日本語指導が必要な児童生徒等への日本語指導等の支援 (H4年～)

### <活動内容>

県内の学校を訪問し、外国人児童生徒等の適応指導及び校長、教職員等へ以下のような支援等を行います。

- ①日本語指導などの適応指導を支援する。
- ②学校と家庭の意思疎通を図るため、外国人児童生徒等の保護者の相談に応じる。
- ③外国の文化や生活についての情報を提供するなど、訪問校における国際理解教育に寄与する。
- ④就学等について外国人児童生徒及び保護者等からの電話相談等に応じる。
- ⑤小中学校、教育委員会等との情報交換を行う。

### <対応言語>

ポルトガル語・スペイン語・タガログ語の3言語

### <平成30年度までの派遣実績>

年度	2014	2015	2016	2017	2018
	H26	H27	H28	H29	H30
派遣回数(回)	2,604	2,631	2,701	2,751	2,814

### <外国人児童生徒巡回相談員の増員>

令和元年5月から、タガログ語対応の相談員を1名増員し、ポルトガル対応7名、スペイン語対応2名、タガログ語対応4名の13名で対応します。



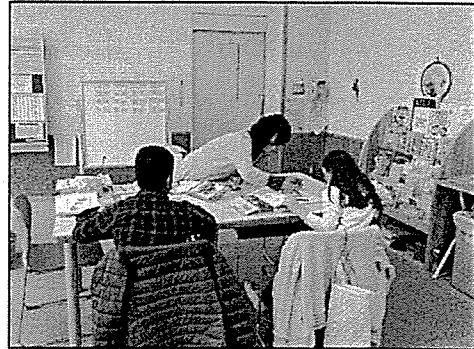
## イ 特別の教育課程による日本語指導の実施

### ○桑名市における取組事例

拠点校等の日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校で、「特別の教育課程」(参考1)による日本語指導を実施しています。日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力の状況を把握し、特別の教育課程の編成・実施報告、個別の支援計画の3枚の様式に記録します。前期と後期で評価と見直しを行い、継続した取組を進めています。

### ○亀山市における取組事例

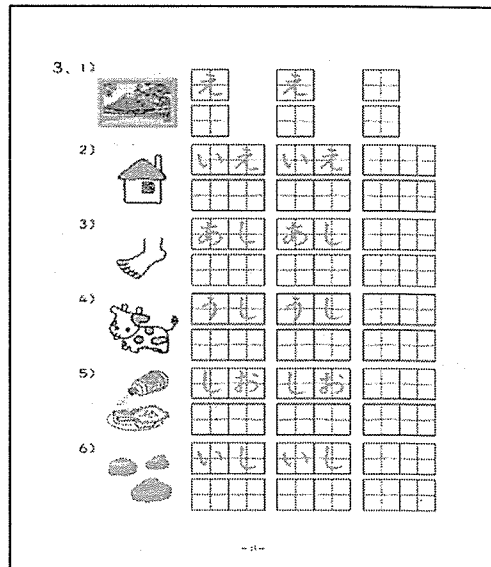
文部科学省で対話型アセスメント(DLA)(参考2)が開発されたことを受け、外国人児童生徒担当者会で対話型アセスメント(DLA)の概要と活用方法について研修を行うとともに、このDLAの基準を参考にした個別の支援計画を作成しています。



特別の教育課程での日本語指導の様子

## ウ 初期日本語学習教材の活用

(財)三重県国際交流財団と協力し、学校生活をおくる上で、必要な会話表現を掲載した初期日本語学習教材「みえこさんのにほんご」(同財団発行)等の活用の促進を図っています。



### ③ステップ3 … 学習活動への参加のために日本語指導が必要な児童生徒対象

#### ア JSL (Japanese as a second language) カリキュラム (参考3) の活用

○県教育委員会では、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム (JSL カリキュラム=教科指導型日本語指導) を活用したわかりやすい授業の実践研究の成果を普及するため、市町教育委員会の担当者や教員等を対象とした外国人児童生徒教育検討会議等を通じて、教科学習につながる教材と指導方法についての情報提供を行っています。

#### ○松阪市における取組事例

松阪市では、拠点校を設定し、大学 (三重大学、愛知淑徳大学、大阪教育大学) や関係機関と連携し、学力の向上やアイデンティティの確立等を目指し、実践研究を深めています。拠点校の小中学校で JSL カリキュラムの公開授業を行い、事後検討会では大阪教育大学の准教授から指導・助言を受け、今後の指導につなげています。



JSL カリキュラムの授業の様子

### (3) 外国人児童生徒教育における教職員研修等

#### ①外国人児童生徒教育検討会議 (外国人児童生徒教育推進会議) (H17 年～)

##### ア 目的

##### ○外国人児童生徒の円滑な受入れのための情報提供

市町や学校において適切に外国人児童生徒の受入れが進むよう効果的な取組の情報提供を行っています。

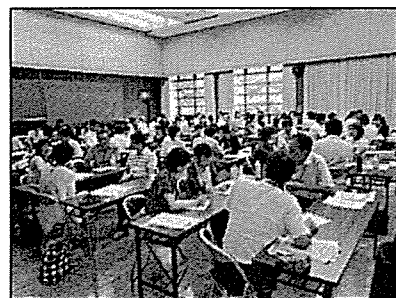
##### ○市町、学校担当者の資質・能力の向上

今年度は「特別の教育課程による日本語指導」や「JSL カリキュラムによる実践」について県内の実践例の情報提供・情報支援を行います。

##### イ 開催日 7月(予定)

##### ウ 対象者(予定) (80名程度)

- ・ 県内全ての市町等教育委員会事務局の外国人児童生徒教育担当者
- ・ 「就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業」取組7市の公立小中学校外国人児童生徒教育担当者
- ・ 各小中学校等外国人児童生徒教育担当者(希望者)
- ・ 県環境生活部ダイバーシティ社会推進課担当者
- ・ 県国際交流財団担当者
- ・ 県教育委員会事務局担当者



## ②外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修(教職員支援機構との連携)

### ア 経緯・現状

平成28年3月、国の「政府関係機関移転基本方針」により、教職員支援機構が実施している「外国人指導生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を平成29年度から三重県で実施しています。令和元年度、120名を超える参加希望者がありました。

### イ 事業内容

(i) 日程 令和元年6月18日(火)～21日(金)

(ii) 受講者

全国の各学校や地域において研修を企画・実施する教員や指導者等

(iii) 会場 三重県総合教育センター

(iv) 研修内容

- ・ 「外国人児童生徒等に対する教育の最新の動向」「外国人児童生徒等教育の考え方」、「教育委員会・学校・学級の受入れ体制」等に関する講義
- ・ 「日本語指導の理論と方法」「日本語と教科の指導・支援」等に関する講義・演習
- ・ 「地域の支援ネットワーク」「キャリア教育と社会参画」等に関する実践発表・協議

## (4) 進路保障

本県においては、関係機関と連携をはかりながら、外国人生徒が希望する進路へ進むよう取組を進めています。

日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職又は高等学校等に進学した生徒の割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
外国人生徒卒業生数	156人	167人	144人	169人
進学等をした生徒の割合	94.9%	95.8%	97.9%	97.6%

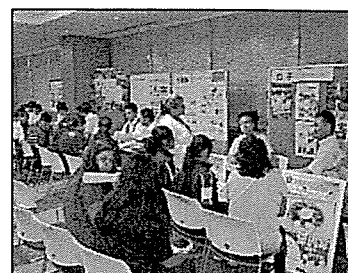
### ① 進路ガイダンスの開催(就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業)

#### ○四日市市における取組事例

小学校6年生、中学生の外国人児童生徒及び保護者を対象とした「進路ガイダンス『学校へ行こう!』」を実施しています。高校の紹介や入学試験に関する説明に対して、母語で通訳することで、進学への不安を解消するとともに、日々の学習や高校進学への意欲を高めています(H30年度 参加者:児童生徒46人、保護者等25人、通訳12人、他37人 計120人)

#### ○鈴鹿市における取組事例

市内の外国人生徒とその保護者を対象に進路ガイダンスを実施しています。進路ガイダンスの実施により、参加した児童生徒や保護者が、日本の高等学



校等のシステムについて理解したり、各高等学校の特色について知ったり、進学するためにすべきことを実感したりすることにつながっています。(H30年度、保護者を含め計50人の参加)

## ② NPO 法人との連携

### ○伊賀市における取組事例

小中学校における三者懇談や家庭訪問、また入学説明会などの行事にNPO法人が通訳を派遣しているほか、外国人児童生徒の就学支援、学習支援、日本語指導者の研修の在り方等について協議を行う運営協議会や、進路ガイダンス等もNPO法人の協力を得て行っており、学校とNPO法人が連携・協力して外国人児童生徒を支援する体制を整備しています。

## ③ 高等学校における対応

### ア 受入体制整備

- ・ 外国人生徒の高校入学の機会を拡大するため、平成19年度入学者選抜から、外国人生徒等に係る特別枠選抜への出願資格を、入国後「3年以内」から「6年以内」に拡大しています(平成31年度前期:18校、後期:17校)。
- ・ 外国人生徒教育の拠点として飯野高等学校を位置づけるとともに、平成25年度入学者選抜より、同校英語コミュニケーション科においては、「原則として5人以内」の募集人数を拡大し、「原則として10人以内」として実施しています。
- ・ 地域によっては日本語指導を必要とする外国人生徒が増加しており、特別枠選抜の実施校が少ないという実情があることから、平成26年度選抜から定時制の昼間部を設置する北星高等学校とみえ夢学園高等学校に外国人特別枠選抜を導入しています。

### イ 日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等の引継ぎ

- ・ 日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等の情報を引き継ぐため、桑名市、四日市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の7市教育委員会と連携し、関係中学校と関係高校7校(桑名(定)、北星(定)、飯野(全・定)、みえ夢学園、上野(定)、松阪工業(定)、松阪商業)において、文書による学習者情報の引継ぎを実施しています。

### ウ 日本語指導・進路指導の充実

- ・ 外国人生徒が地域において、社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による適応指導や進路相談等の業務を行う「外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語)」2名を飯野高等学校に配置しています(平成24年度～)。

- ・ 外国人生徒の在籍状況や学習状況等を把握し、学校生活、進路等のガイダンスを行うため、母語の通訳・翻訳にかかる経費の支援を実施しています。

※ 平成30年度支援校：18校

桑名、桑名北、四日市工業、四日市西、白子、飯野、朝明、石薬師、稲生津東、みえ夢学園、久居、松阪、松阪工業、松阪商業、上野、あけぼの学園、伊賀白鳳

- ・ (財)三重県国際交流財団と連携して作成した、「高校進学ガイドブック」(日本語ルビつき、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、韓国・朝鮮語の9カ国語の資料)を三重県国際交流財団のWebページに掲載しています。

#### 4 課題と今後の対応方針

日本語指導が必要な外国人児童生徒が、今後も増加していくことが見込まれ、就学の促進及び就学状況の把握等を含め、現在の集住化、散在化への対応等、支援体制のより一層の充実が必要となってきます。

県教育委員会としては、今後さらに市町・学校における外国人児童生徒の受入体制の整備が進むよう以下のような取組を進めます。

##### ① 就学促進に係る課題と対応

現状においても、外国人が住民登録をせず転入してきた場合等、就学年齢の児童生徒の存在を市町教育委員会が十分に把握しきれないという課題が指摘されており、今後見込まれる外国人児童生徒の増加に伴い、情報把握がますます困難化し、教育部門だけでは対応できないケースが増加するものと考えられます。

県教育委員会としては、各市町において外国人児童生徒の就学促進が図られるよう、就学状況の把握や、教育委員会等と関係機関の連携、学校への受入れの際の柔軟な対応にかかる先進事例等の情報提供等を進めます。

##### ② 集住化、散在化に係る課題と対応

今後外国人児童生徒が増加した場合、集住化が見られる地域では対応する支援員等の人手不足や、多様化する母語への対応、また、一方で散在化が見られる地域では対応するための知識・ノウハウの不足等の課題が深刻化することが考えられます。

県教育委員会としては、地域の状況に応じ、外国人児童生徒の日本語の多様な習得状況にきめ細かく対応できるよう、市町と連携しつつ、外国語を理解することができる支援人材の派遣等の指導体制の充実に努めます。(今年度は新たにタガログ語対応の外国人児童生徒巡回相談員を1名増員し、指導に当たっています。)

また、指導者を対象とした研修、先進的な授業の実践研究の成果の普及等の取組を推進することにより、各市町教育委員会における受入体制整備の充実だけでなく、集住化や散在化に対応できる指導者の資質能力の育成を図ります。

### ③ 定住化に係る課題と対応

今後、義務教育段階卒業後も長く日本に留まり、高等学校以上への進学や就職を希望する生徒の増加も想定されるところ、このような生徒が日本における将来の生活を見通して、適切な進路選択ができるよう、進学・就職のサポート体制の強化も必要です。

県教育委員会としては、外国人生徒及び保護者が日本の学校制度や働き方についての理解を深め、進路を選択できるよう、進学・就職に係るセミナーや企業見学会を新たに実施するとともに、外国人生徒の求人開拓や面談等の就職支援を実施していきます（今年度は、職場定着サポーター12名に加えて外国人生徒キャリアサポーター1名を任用し、セミナーや企業見学会に参加した高校生を中心に就職支援を実施。（みえ夢学園高校を拠点校として活動））。

### ④ 複合的な課題、新たな課題等への対応

外国人児童生徒の増加に伴い、例えば発達障がい等を抱える外国人児童生徒の場合に障がいの発見が看過されやすい等、新たな課題、複合的な要因が絡む課題も指摘されてきています。また、学校段階等によっても児童生徒の抱える主な課題は異なり、小学校段階では初期適応指導、中学校段階では進路指導など、それぞれの発達段階に応じたきめ細かな支援を行うことが重要です。

県教育委員会としては、例えば、市町の担当者の会議で発達障がいのある外国人児童生徒の支援の在り方（発達障がいを発見するための検査、必要に応じた途中転籍等）について情報共有を図るなどの取組を行っており、引き続き、発達障がいへの対応を含め、教育委員会や学校の担当者の知識・スキルの向上を図り、個々の児童生徒の抱える課題に柔軟に対応できる体制整備に努めます。

## 特別の教育課程

平成 26 年 1 月 14 日、国は、国際化の進展等に伴い、義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備しました。

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとし、平成 26 年 4 月 1 日から、特別の教育課程が編成・実施されることとなりました。

日本語で行われる在籍学級での授業に参加し、周囲の支援や様々な関わりを通して支障なく学習に取り組むことができることが主な目的となります。

基礎的な力としての発音、文字・表記、語彙、文型に関する指導、児童生徒の日本語の習得状況や学習の進捗状況に合わせて指導計画をたてる必要があります。「特別の教育課程」による日本語指導は、在籍学級での学習に支障なく取り組むことができることを目的とするため、学習内容は在籍学級の担任や教科担当教員と相談しながら進めることが求められます。

### 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成 26 年 4 月 1 日に学校教育法施行規則の一部を改正】  
第 56 条の 2、第 56 条の 3、第 79 条、第 108 条第 1 項、第 132 条の 3

#### 1. 制度の概要

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- ④授業時数：年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

#### 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

#### 3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援  
・課外での指導・支援 等

外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA

(Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language)

文部科学省では、平成26年1月に、学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考とするため、「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」を作成、公表しています。

「対話型アセスメント(「DLA」)」は、基本的には、日常会話はできるものの、教科学習に困難を感じている児童・生徒を対象としています。

DLA の活用を通じ、子どもたちの言語能力を把握すると同時に、どのような学習支援が必要であるか、教科学習支援のあり方を検討することによって、指導者は児童生徒が何をどのように学んでいるのかを知ることができます。また、学習支援のための指導計画の助けとなり、児童・生徒の学びに対する興味関心、学習意欲を喚起し、学習動機を高めることが可能です。

JSL評価参照枠<全体>

ステージ	学齢期の子ども在籍学級参加との関係	支援の段階
6	教科内容に関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる	支援付き 自律学習 段階
5	教科内容に関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる	
4	日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる	個別学習 支援段階
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる	
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む	初期支援 段階
1	学校生活に必要な日本語の習得がはじまる	

外国人児童生徒の総合的な学習支援のために～外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント

Dialogic Language Assessment For Japanese as a Second Language



DLAのねらい

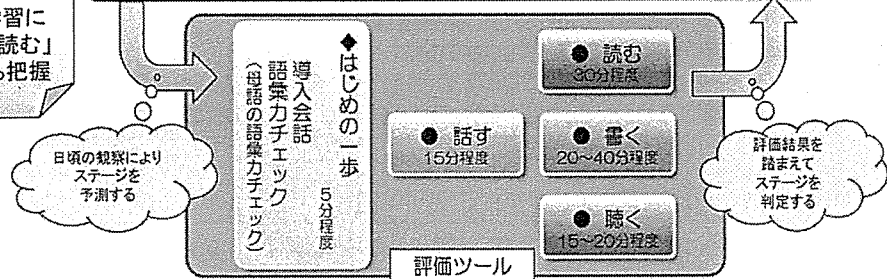
主に、日本語による日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象としています。  
子どもたちの言語能力を把握し、どのような学習支援が必要であるかを検討する際の参考となる情報を得ます。

DLAの特徴

一番早く伸びる会話力を用いて、一対一の対話で教科学習に必要な言語能力を「話す」「読む」「書く」「聴く」の4つの面から把握します。

JSL評価参照枠

日本語能力の発達段階を6つのステージに分けて、総合的・多面的に記述したものを、在籍学級参加との関係で支援の段階を示している。



[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

DLA

検索

文部科学省  
初等中等教育局国際教育課



## JSL カリキュラム (JSL : Japanese as a Second Language)

JSL カリキュラムは、日常的な会話はある程度できるが、学習活動への参加が難しい子どもたちに対し、学習活動に日本語で参加するための力 (= 「学ぶ力」) の育成を目指すものです。

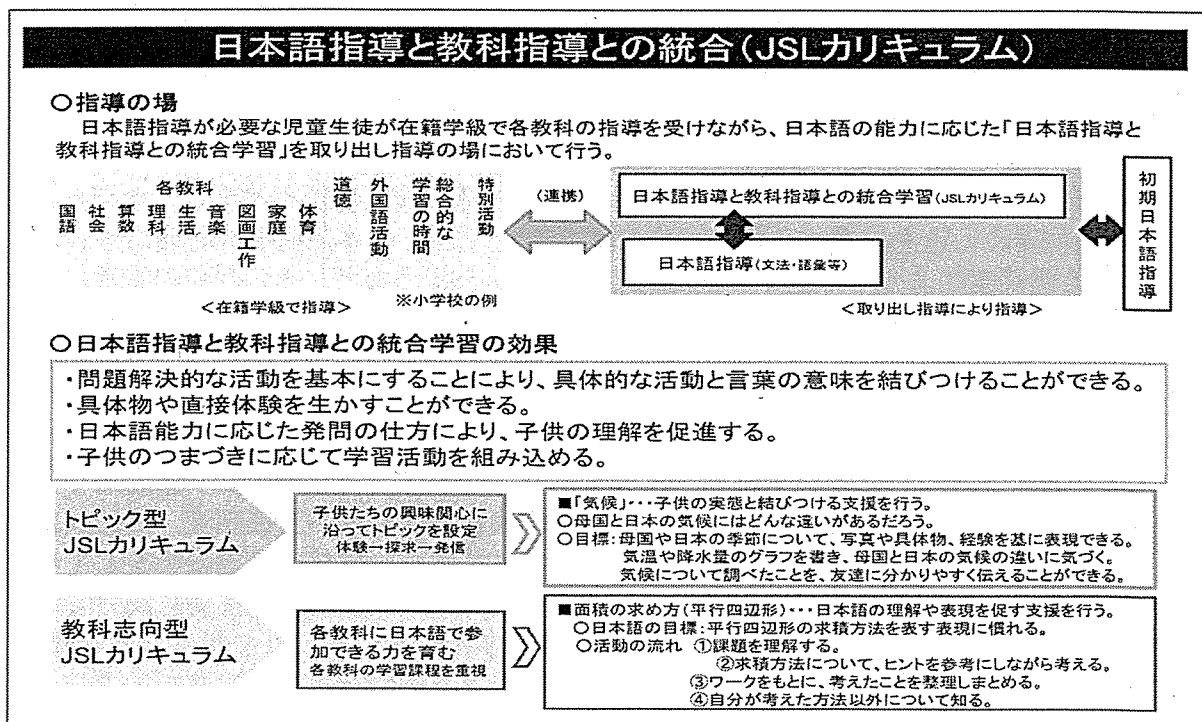
### ＜特色＞

- ・ 日本語指導と教科指導を統合
- ・ 子どもたちの理解を促すよう、直接体験等に基づいた学習を重視
- ・ 子どもたちが理解しやすい日本語を使い、表現を工夫

### ＜方法＞

- ・ 直接体験などの活動への参加を通して、日本語による「学ぶ力」を育成
- ・ 子どもたちの「学ぶ力」に応じて参加可能な学習活動を設定し、活動に応じた様々な日本語表現のバリエーションを用意し、理解可能な日本語表現を工夫することにより、子どもたちの学習活動への参加とその理解を促進

例えば、学年相当の授業内容が理解できない場合、授業内容のレベルはそのままにして、子どもたちが理解しやすい日本語を使うことで学習内容の理解を図ります。子どもたちが学年相当の学習に参加したり、学習内容を理解できるようにしたりするためには、定型的な日本語表現ではなく、子どもたちが理解しやすい日本語表現のバリエーションを考慮していく必要があります。つまり、JSL カリキュラムは、一つの日本語表現ではなく、さまざまな日本語の表現を工夫することにより、子どもたちの理解を促進させていくという方法です。



## 外国人児童生徒教育における成果と課題

### ○小学校の取組の成果と課題（学習支援）

A 小学校（児童数 794 人、対象となる外国人児童生徒 37 人）

#### 外国人児童生徒の個票及び指導計画について

##### 【取組と成果】

外国人児童生徒一人ひとりについての個票と指導計画を作成している。個票については、取り出し授業をしている児童だけではなく、外国にルーツのある児童の分も作成した。また、個別の指導計画の作成は、取り出し授業の指導にあっている教員だけでなく、在籍学級の担任とともに支援を考える機会となり、共通認識をもって取り組むことができた。さらに、外国人児童の中には、特別支援学級に在籍する児童もいるため、特別支援学級の担任とも共通理解を図り、指導計画の作成や日々の情報の共有、保護者対応等を協力して行うことができた。

#### 個別指導の改善について

##### 【取組と成果】

国際化対応教員と学習支援員（非常勤）で指導・支援にあたった。特別支援学級に在籍する児童に対しては、特別支援学級の担任と密に連携し、言語面と学習面の両方から細やかな配慮をすることができた。通常学級に在籍する外国人児童に対しては、取り出し指導のみ、入り込み指導のみと限定するのではなく、状況に応じて柔軟に取り出し指導と入り込み指導を行い、外国人児童一人ひとりのニーズや特性に合った指導を行うことができ、それぞれの児童に必要な学力をつけていくことができた。同時に、それぞれの心に寄り添って支援を行うこともできたため、言語面や学習面だけでなく、精神的なケアも細やかにできた。

### ○中学校の取組の成果と課題（学習支援）

B 中学校（生徒数 666 人、対象となる外国人児童生徒 65 人）

#### 授業づくり

##### 【取組と成果】

小集団で生徒同士のかかわりを意識した授業づくり、JSL カリキュラムを意識した授業展開により、生徒同士が学び合い、誰もがわかる授業に取り組んできた。日本語指導が必要な生徒には、取り出し授業の中で、先行授業（授業で使用する学習に関する言語を事前に教えておくこと）として、数学・社会・理科の教科用語や教科につながる日本語の学習を行い、ともに学べる体制づくりができた。また、日本語指導が必要な生徒の、日本語の習得度によって、週 1～6 時間の取り出しを行うなど、その生徒の実態にあわせた指導を行うことができた。

#### 進路選択を支援する取組

##### 【取組と成果】

本年度も、市教育委員会が主催する外国人児童生徒と保護者のための「進路ガイダンス」に参加をした。進路ガイダンスでは、日本の教育制度や就学支援制度、高校入試について教育委員会からの説明と市内の高等学校すべてから、学校の概要説明をしていただいた。また、先輩から学校生活等についてのアドバイスや参加児童生徒に向けてのメッセージを語っていただいた。さらに、近隣の高等学校やハローワークからの話を聞き、高校別に参加生徒が希望する学校の先生と直接懇談する時間を設けていただいた。